

改正理由	一部改正	頁数	5-3
現行		改正	
		備考	
<p>1-3 業務委託料の積算</p> <p>(1) 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>イ 業務委託料の積算方式</p> <p>業務委託料は、次の方式により積算する。</p> $\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times [1 + (\text{消費税率})] \end{aligned}$ <p>ロ 各構成要素の算定</p> <p>(イ) 直接人件費</p> <p>設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称及びその基準日額は別途定める。</p> <p>(ロ) 直接経費</p> <p>直接経費は、1-2の(2)のイ(ロ)の各項について必要額を積算する。(県)</p> <p>1-2の(2)のイ(ロ)の各項以外の必要額については、その他原価として計上する。(国基)</p> <p>(ハ) その他原価</p> <p>その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。</p> $(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$ <p>ただし、αは業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。</p> <p>(ニ) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。</p> $(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$ <p>ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。</p> <p>(ホ) 消費税相当額</p> <p>消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> $\begin{aligned} \text{消費税相当額} &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税率}) \end{aligned}$ <p>(2) 個人(建設コンサルタント以外の個人をいう)に委託する場合(諸謝金による場合を除く。)</p> <p>(1)と同一方法により積算する。ただし、その他原価、一般管理費等については算入しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">5-3</p>	<p>1-3 業務委託料の積算</p> <p>(1) 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>イ 業務委託料の積算方式</p> <p>業務委託料は、次の方式により積算する。</p> $\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times [1 + (\text{消費税率})] \end{aligned}$ <p>ロ 各構成要素の算定</p> <p>(イ) 直接人件費</p> <p>設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称及びその基準日額は別途定める。</p> <p>(ロ) 直接経費</p> <p>直接経費は、1-2の(2)のイ(ロ)の各項について必要額を積算する。(県)</p> <p>1-2の(2)のイ(ロ)の各項以外の必要額については、その他原価として計上する。(国基)</p> <p>(ハ) その他原価</p> <p>その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。</p> $(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$ <p>ただし、αは業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。</p> <p>(ニ) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。</p> $(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$ <p>ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。</p> <p>(ホ) 消費税相当額</p> <p>消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> $\begin{aligned} \text{消費税相当額} &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税率}) \end{aligned}$ <p>(2) 個人(建設コンサルタント以外の個人をいう)に委託する場合(諸謝金による場合を除く。)</p> <p>(1)と同一方法により積算する。ただし、その他原価、一般管理費等については算入しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">5-3</p>		